

平成21年東吾妻町議会第4回臨時会会議録目次

第1号（5月14日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○議長あいさつ	3
○町長あいさつ	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○同意第1号の上程、説明、採決	5
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○日程の追加	30
○発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
○日程の追加	32
○議長の辞職について	33
○日程の追加	33
○選挙第1号 議長選挙	34
○日程の追加	36
○副議長の辞職について	36
○日程の追加	37
○選挙第2号 副議長選挙	38

○常任委員会委員の選任について……………	39
○日程の追加……………	40
○常任委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について……………	41
○議会運営委員会委員の選任について……………	41
○日程の追加……………	42
○議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について……………	43
○日程の追加……………	43
○八ッ場ダム対策特別委員会委員の辞任について……………	43
○日程の追加……………	44
○行財政改革推進特別委員会委員の辞任について……………	45
○日程の追加……………	46
○議会広報対策特別委員会委員の辞任について……………	46
○日程の追加……………	47
○特別委員会委員の補充について……………	47
○日程の追加……………	48
○議席の変更について……………	48
○閉会の宣告……………	50
○署名議員……………	51

平成21年東吾妻町議会第4回臨時会

議事日程(第1号)

平成21年5月14日(木)午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 同意第1号 東吾妻町固定資産評価員の選任について
- 第4 議案第1号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算(第1号)案
- 第5 発委第1号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例について
- 第6 発委第2号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第7 発委第3号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例について
- 第8 常任委員会委員の選任について
- 第9 議会運営委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

日程第9まで議事日程に同じ

- 追加日程第1 行財政改革推進特別委員会の検討結果に基づき指摘された事項に対し早急に改善や対応措置を講じることを求める決議
- 追加日程第2 議長の辞職について
- 追加日程第3 選挙第1号 議長選挙
- 追加日程第4 副議長の辞職について
- 追加日程第5 選挙第2号 副議長選挙
- 追加日程第6 常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告について
- 追加日程第7 議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告について
- 追加日程第8 八ッ場ダム対策特別委員会委員の辞任について
- 追加日程第9 行財政改革推進特別委員会委員の辞任について
- 追加日程第10 議会広報対策特別委員会委員の辞任について
- 追加日程第11 特別委員会委員の補充について

追加日程第12 議席の変更について

出席議員（17名）

1番	菅谷光重君	2番	竹淵博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	一場明夫君
9番	日野近吉君	10番	大冨広海君
11番	中井一寿君	12番	上田智君
13番	橋爪英夫君	15番	佐藤利一君
16番	加部浩君	17番	原田睦男君
18番	高橋基雄君		

欠席議員（1名）

14番	前村清君
-----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
教育長	小林靖能君	総務課長	渡辺三司君
企画課長	蜂須賀正君	保健福祉課長	高橋啓一君
町民課長	猪野悦雄君	税務会計課長 兼会計管理者	武藤賢一君
産業課長	角田輝明君	建設課長	市川忠君
上下水道課長	加辺光一君	事業課長	富沢美昭君
教育課長	加部保一君		

職務のため出席した者

議会事務局長	佐藤正己	議会事務局 係	田中康夫
議会事務局 主任	角田光代		

◎議長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変にご苦労さまでございます。

田植えの準備も始まり、田んぼや畑も大変に活気づいてまいりました。

ここに、平成21年第4回臨時会が招集されましたところ、公私とも大変にご多忙の折、ご参集を賜り開会できますことに対し厚くお礼を申し上げます。

本日の平成21年第4回臨時会は、任期満了に伴う常任委員会委員改選のため、議長から招集請求を行ったものであります。その他、付議事件として町長提出議案2件、委員会提出議案3件が付されております。十分な審議をお願いしたいと思います。簡単ではありますが、開会に当たってのあいさつといたします。

なお、前村清議員からは、病気入院につき欠席届が提出されておりますので申し添えます。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人の心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

◎町長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 皆さん、おはようございます。

平成21年第4回臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

新緑のさわやかな風に誘われて、ゴールデンウィークの間中は高速道路の休日割引制度が導入されたこと等により、1,000円乗り放題となり、各地で大渋滞が発生をいたしました。

また、新型インフルエンザの発生により30カ国4,300人以上の感染者が確認をされ、国内での感染確認は4人目、5人目となりましたか、当町におきましても新型インフルエンザ対

策本部を設置いたしました。

さて、5月22日には婦恋村におきまして第7回吾妻郡植樹祭が開催されます。関係されま
す議員の皆様には大変お世話になりますが、よろしくお願いを申し上げます。

本日の臨時会の招集につきましては、菅谷議長より地方自治法第101条第2項の規定によ
り臨時会の招集請求がなされたものであります。本日の付議事件として、常任委員会委員の
選任を初めとして、ほか6件の議案が付されております。どうぞ慎重審議をお願い申し上げ
まして開会のあいさつといたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（菅谷光重君） ただいまより平成21年第4回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開
きます。

（午前10時04分）

◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菅谷光重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、2番、竹渕博行議員、3番、
金澤敏議員、18番、高橋基雄議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（菅谷光重君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第3、同意第1号 東吾妻町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 同意第1号 東吾妻町固定資産評価員の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価員とは、町長の指揮を受け、固定資産を適正に評価し、かつ町長が行う価格の決定を補助するため、地方税法第404条の規定により設置し、議会の同意を得て選任することとなっており、税務課長の職にある者を選任したいと考えております。

4月1日の人事異動により武藤賢一を税務会計課長といたしましたので、ご同意をいただきたく、ご提案を申し上げます。なお、ご同意いただければ、早速固定資産評価員に選任する予定でございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 本件につきましては人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。同意第1号 東吾妻町固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、同意第1号 東吾妻町固定資産評価員の選任については同意することに決定をしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第4、議案第1号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）案についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第1号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を86億200万円とするものでございます。歳入につきましては、普通地方交付税の交付見込み額を200万円追加するものです。歳出につきましては、定額給付金の支給に伴いまして地域経済の活性化を目的にプレミアム商品券を発行するための補助金といたしまして200万円を追加補正するものでございます。現在、定額給付金の支給を行っておるところでございますが、この時期に合わせまして早期に実施したいと考えておりますので、本日この臨時議会におかれましてご審議の上、ご議決いただきますようお願いを申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくをお願いを申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

産業課長。

○産業課長（角田輝明君） それでは、ご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳入につきましては、10款1項1目の地方交付税200万円の追加のお願いでございます。

次に、歳出でございますが、7款1項2目の商工振興費でプレミアム商品券発行事業補助金200万円のお願いでございます。これは、国が進める定額給付金事業を踏まえまして町民の消費を喚起するとともに、町内小規模事業者を取り巻く厳しい経済環境を打開するとともに

に、地域経済の活性化を図ることを目的としております。計画といたしましては、現在発行しております東吾妻町共通商品券1万1,000円分を1セットとし、1万円で最高1人5セットを限度として販売いたします。また、販売期間は7月31日までを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ですが説明といたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

12番、上田議員。

○12番（上田 智君） この定額給付金につきましては、今、産業課長が説明をされた内容で承知はしておるわけなんです、それに伴って、議会のほうにも商業協同組合さんのほうからプレミアつきの券を発行したいというような要望書が出されたと思っております。それについて、議会とすれば当然、金額は多少大なり小なりでございますけれども、ある一定の論議的なものが何もなかったというようなこともございます。

また、特にこれは私ごとでございますけれども、従前ある会議の場所で、こういうプレミアつきの商品券等については当町についても他町同様にやるつもりはあるのかどうかというようなことを商工会の幹部の方にご提案を申し上げたわけなんです、その段階では、する意思はありません、今のところ考えておりませんというようなお話がございました。その中で、ある一定の時間を経た後、商業協同組合さんのほうからこういうものが出てきたということで、私とすれば商工会と協同組合さんのつながりというのは、多分商工会があって、その下に組織として商業協同組合が配下としてあるのかなというふうに私なりには認識しているんですが、その辺の話し合いの過程でどういうふうになったのか、まず1点お聞かせ願えればありがたいなというふうに思っているわけなんです、ひとつよろしく願いします。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 今のご質問でございますが、商工会、それから商業協同組合の話し合いの過程につきましては承知をしておりませんので、回答はわからないということでお願いしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 12番、上田議員。

○12番（上田 智君） では、続いて、この定額給付金の問題については、これは幅広く国民の方に1万2,000円ないし2万円の給付が行われるわけなんですけれども、商工会そのものにこれは補助金として支出するというような形をとっておりますが、商工会でやった場合

に、多分ですよ、私は全部わかっているわけではありませんが、東吾妻町の商工業を営む方の大体すべての方が商工会に加盟をしているように思われます。そうすれば、ある程度定額給付金をいただいた方にもメリットは、非常に使い道が、範囲が広がりまして、あると思います。

ただ、この問題については、目的として商業協同組合さんのほうから零細企業、零細商業云々というようなものがありますが、決して私は零細商業がいいとか悪いとかではなくて、そればかりのことではないと思うんです。やはり東吾妻町の町民がいかにそれを購入して使うかどうか、メリットはあるのかどうか、そういうことを考えると、当然実施主体は商工会で実施すべきものというふうに私には思っているんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 商工会が行うということですが、商業協同組合が商工会のほうに事務委託をしております、それで商品券の事業を行っています。また、商品券につきましては法人でないといけないということでありまして、商業協同組合が現在の商品券を発行しておりますので、このような形で行うというふうに考えておりますが。

○議長（菅谷光重君） 12番、上田議員。

○12番（上田 智君） そうなりますと、当然この要望書についても何らかの商業協同組合、それから商工会との了解等が得られて、総会とまでは言いませんが、理事会だとか、そういったもので得てきたんだと思いますが、そういう会議等で幅広くこれが決定されてきたのかどうか、その辺も、わかる範囲で結構ですから教えていただければ。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 商工会の理事会等でも決定してきたというふうに伺ってはおりますが、細かいところは承知しておりません。

○議長（菅谷光重君） 12番、上田議員。

○12番（上田 智君） 事務委任を、要するに商業協同組合にしているんだということはわかりました。だけれども、実際にこの200万円の補助金についての内容等も、当然これから商工会は総会が行われるような話だと思います。そういったものを得ないような状態でこれが出されてきているというのは、全く皆さんに周知徹底ができていないというふうに思うんです。決して200万円を出してはだめだというような問題でなくて、その辺の経過をちゃんと踏まえた上でやるのが筋だと私には思っております。

そんなことで、ぜひこの200万円の支出については、私もプレミアつきというのは反対で

はありません。ぜひ活用していただくような方法でやっていただくことは必要だと思いますが、ぜひ丸投げの200万円の補助を出すのでなくて、200万円という予算執行についての中身については実績に基づいた補助支出をさせていただくような方法をとっていただければありがたいかなというふうに思いますが、その辺、町長、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 担当者との打ち合わせでは、当初から実質的なということで考えておりますので。

なお、これが大人気にでもなれば、また追加というようなことも考えなければいけないのかと考えてもおります。その辺のときはまたお願いを申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 12番、上田議員。

○12番（上田 智君） ぜひ町の商工会、商業協同組合も決して衰退をするんじゃないで、そういうものをもとにしてレベルアップを図っていくという意味合いでも、これはやるべきだし、ただ、慎重にやはり事を構えてやっていただかないと、せっかくの定額給付金の、支出するのは住民ですから、住民の気持ち、意も酌んでいただいてやっていただくというようなことが必要だと思います。特に私の希望とすれば、でき得れば法人格でなければできないというようなことでなくて、商工会の会員であれば、その店へ行って購入すれば購買力も上がるだろうし、また住民の方もそれなりに1万円で1万1,000円分の買い物ができるというようなものもあろうかと思っておりますので、ぜひその辺もお酌み取りいただいて慎重に事を進めていただければというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） できる限り適正に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） 1点だけお聞きしたいんですけれども、3月の定例議会に当初予算の中で、可決された予算の中で今回も1カ月ちょっとしかたっていないんですけれども、補正ということで出されております。なぜ3月の定例議会の際にこの議案が予算化されなかったかということをお聞きしたいんですけれども、ひとつよろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 先ほど上田議員のほうから話がありましたが、商業協同組合より

4月9日に要望書が出てきまして、それから検討を始めたということでございますので、3月ではなく今回の臨時会にお願いしたということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） 今、商業協同組合よりの要望書ということなんですけれども、私、所管ではないのであれなんですけれども、その資料というのは私の手元にないので、わかりませんが、その辺の資料の提出を要求したいと思うんですけれども、できますか。ありますか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 要望書につきましては、町長、それから議長に来ていますので、議長あてのもありますから、そちらでいいんでしょうか。

（「何でこちらに出さないの」と呼ぶ者あり）

○産業課長（角田輝明君） 同じものだと思いますので、町長あてでありますれば出すことは可能ですから、出しますけれども。

（「事前に議案書と一緒にセットだろう。議長は指示をしないのか」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） 最初に地域経済活性化対策の一環ということで提案理由の中でされましたけれども、同僚議員が情報の中で商業協同組合からの要望書が出されているようだけれどもという話だったんですけれども、ある議員は知っていて、ある議員は知らないという中で、今2回目のところで私が聞いたところで、こういうものが出されているから、4月9日に受理したので当初予算の中には組み入れなかったという話だったんですけれども、そういうことであれば、その要望書をきちんと資料の一つとして提出されないと。

これはいいことなんですよ、非常に。いいことなんですけれども、きちんとそれを自分なりにやはり、税金を使うものですから、こういった形で使われるんだなと納得した中で審議させていただければと思うので、私とすれば、議長、ぜひ商業協同組合から出された要望書ですか、その資料をぜひ開示していただきたい、お示しいただきたいというふうに要望しますけれども、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 暫時休憩をとります。

（午前10時27分）

○議長（菅谷光重君） それでは、ただいまより再開いたします。

（午前10時39分）

○議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） ありがとうございます。

これを見ますと、長々とかこういうふうには話があるんですけども、具体的な、これに伴う実施計画書的なものというのは町のほうには出されてあるのでしょうか。これ1枚だけが4月9日ということで町長あてに要望書ということで出されたのでしょうか、お聞きします。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 事業実施計画（案）として1枚紙であります、つくったものはあります。

○議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） できればそれも出していただければ、より理解が深まるような気がするんですけども。これだけだと趣旨というか、それだけなので、できるならば今言った計画書ですか、セットでお願いできればというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） すぐということでしょうか、後ほどよろしいですか。

（「すぐだよ、当然だろう」と呼ぶ者あり）

○産業課長（角田輝明君） すぐなら、すぐコピーしてきますけれども。

○議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） 当然なんですけれども、すみません、これとセットでお願いできればと思うんですけども。あるということであれば。

○議長（菅谷光重君） 資料が出るまで暫時休憩をとります。

（午前10時40分）

○議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午前10時44分）

○議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） どうも小出しに出されるので時間ばかりかかっているのですが、非常に議事進行がおくれちゃって申しわけないんですけども、私の責任ではありませんので、ご了承承りたいと思います。

実施計画書を見させていただいているんですけども、これを概略でも、執行部側のほうでもし説明をできるのであればしていただきたいと思っております。これは商業協同組合から出されたもので、できないということであれば仕方ないと思うんですけども、概略でよろしいんですが、よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 先ほどの説明で、これをもとに説明したつもりでありますので、先ほどの説明と同じであります。

○議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） 再度説明をと思ったんですが、わかりました。理解はできませんけれども、再度はしていただけないということなので、いいです。

何度も同じようなことを質問するかもしれませんが、この補助金は商工会のほうに200万円ということで、商工会のほうに補助金として出されるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 補助金としましては商工会に出してということです。

参考までですけども、現在の商工会の補助金につきましても、商業協同組合商品券分としての補助金が含まれておりますので、同じ系列で支払いをするということです。

○議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） わかりました。

それで、確実にこのプレミアム商品券の発行事業補助金ということで、この200万円とい

うことですけれども、これを執行した場合にきちんとそれが使われたかどうかというふうな検証というのは、補助金を出す町側とすればどのような形でチェックをしようというふうに考えておられるのか、それもお聞きしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 商品券の販売ということでよろしいでしょうか。これにつきましては、購入者に購入申込書に住所、氏名を記入していただきまして、この期間内であれば実績として出てくるということでありますので、先ほど町長も申し上げましたが、実績によって補助金を交付するということになります。

○議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） そうすると、町のほうには購入申込者の住所、氏名というものを、だれが購入したかというものをきちんとそれは把握して保管なりということをされるということよろしいのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 実績として出てくる。補助金でありますから補助金申請、実績としては出てくるというふうに考えています。

○議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） そうすると、きちんと200万円がプレミアム商品券として使われたかどうかという検証、チェックというのは間違いなく執行部のほうでできるというふうに踏んでよろしいんですかね。私は監査委員でもありますので、この辺きちんとそれが事業執行されて、補助金として役目をなされたかどうかということもこれからしようとは思いますが、町のその辺の執行後の検査体制というものができているかどうかというのを確認したかったですけれども。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 期間内に商品券を販売したものが実績ということになるというふうに考えますので、この商品券については現在も販売されている商品券でありますので、この期間内に売ったものについてプレミアをつけて販売する。ですから、商品券の販売だけについての実績ということになると思います。

○議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） そうすると、販売期間5月24日より7月31日までという期間限定ということのこの200万円分ということで解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 計画ではそうなっております。

○議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） ありがとうございます。

それと、先ほど町長がお話をしていただきましたけれども、この商品券が非常に人気が出て売れ行きがよかったということであれば、また議会のほうに追加ということで補正なりでお願いしたいということやるということで、それは間違いなくそういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 先ほど町長がお答えしたとおり、そういう考えもあるということであります。

○議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） ということは、2,200万円分ですから、販売額2,000万円で、これを超える申し込みがあった場合には追加ということで解釈いたしますけれども、町長、よろしいんですね、町長に。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） これはまた商工会のほうと協議をいたしまして、このプレミアム商品券というのはいろいろなやり方があるかと思います。期間限定でプレミアム商品券というのを別刷りで別な形で期間限定で出す。そうすれば、須崎議員がおっしゃっていたように、どこの商店にどれだけ効果があったかなということさえもつかめないわけではないんです。それは商工会とかそちらのほうでの調査というか、商品券をお金にかえるときの作業のところでわかるのかと思います。ただ、今回は商品券の中に印は特別についておりませんので、それがいつどこで使われるかというようなことは正確には把握はできないと思います。

ただ、いずれにいたしましても、この売れ行き次第で、できれば7月31日という限度を設けておりますので、その辺の間で商品券が売れたものは、例えば2,000口でなく2,500でも、できたら3,000でも、皆さんの消費意欲がそれだけになるということだったらよろしいのではないかと。あくまでも予算でございますので、この範囲内というのが基本ですが、商工会といろいろな協議をした中で、今のところは200万円が妥当であろうという結果のこの予算案の数字でございます。ですので、6月の議会も近いという、そういった中で販売をした後、様子を見て、また6月議会のときにご相談をするような形になれば余計にうれしいこと

になるのではないかと、そんなように考えております。また相談をさせていただきます。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

10番、大図議員。

○10番（大図広海君） まず、総論から伺います。

寄附または補助という段階で、非常に、このどこをもって公益性とするか判断に苦しむところではありますが、本事業に対してどういう公益性を見出すのか伺っておきます。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 地域経済の活性化を図ることが公益性に当てはまるかなというふうに考えています。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） それは申すまでもない。しかし、具体的な事業化にかかって、その公益性が担保されなければいけない。そうなってくると、営利企業に対する補助というのがとりわけ難しくなる。基本的には行わないのがいいのだろう。ただ、地域の振興や地域住民の福祉の向上につながるというのであればということで我々は考えなければいけない。本事業に対して、地域住民の福祉向上をどこに見出すのか説明してください。

○議長（菅谷光重君） 副町長。

○副町長（関口博義君） お答えさせていただきます。

公益性という観点で申し上げますと、まず商工会も含めて各団体が公益性を持っているというふうに私、考えておりますので、その団体を支援するということは当然公益性に該当するものというふうに私は思っております。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） 総論では確かにそうなんです。ただ、この事業実施について、今の説明では最大限5万円、2,000万円ですから400人の人に渡る。最低線400人の人に渡る。逆に言うと400人の人の手元にしか渡らないという、その前提で我々は考えます。

この商品券を使える使途先が、一覧表の中から見ると現時点で90店舗。この商品券の性格上、どうしても組合加盟店でしかこの商品券の使用ができないということになっています。このところについて普遍性あるいは参入機会の均等、公平、その部分から公益性が担保されるかどうか伺っておきます。副町長、お答えください。

○議長（菅谷光重君） 副町長。

○副町長（関口博義君） 今申し上げた公益性という団体に対して、その効果の問題だと思っ

て考えております。効果は何人程度が十分な公益性を担保できるかというのは、その地域事情、その総体性にかかっていると思いますので、十分地域の商店に対する補助というものに対しては効果があるというふうに、それから、ひいてはそれが住民の方にとっても公益性があるというふうに私は思っております。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） その中で、仮に商品券の購入希望があった場合に、これが少なくとも町内等しく希望する人に行き渡る、それで町内どこの商店でもこれが使える、そこで初めて税の投入の前提が整う。少なくとも私はそういうふうに考えます。ある限られた人に対して、ある限られた使用場所でしか使用できない、こういったものについて公益性というのにはまだまだ少し足りない。この考え方は間違っていますでしょうか、伺っておきます。

○議長（菅谷光重君） 副町長。

○副町長（関口博義君） その解釈の仕方は間違っているかどうか、私は判断いたしません。しかしながら、今、商店街、商工会というものに入っておられる方々、当然入っていない方もいらっしゃるということも含めて考えるべきだというふうには思います。しかし、当然商工会を成立するに当たって、今入っていない方にも声はかけられるという前提で私、考えておりますので、入っていない方のことを含めて、その時点で一部のところだけがメリットを得ているというふうには考えておりません。当然、公益性を持った団体を成立する過程の中で入っている人、入っていない人ということの中での事業の中では格差は出てきているというふうには私は思っております。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） では、具体的な手法に入りますけれども、商業協同組合は過去に発行したといえますか、共通商品券という事業があります。今度のこのプレミアム商品券は、この共通商品券と同じ基準で発行すると考えていてよろしいですか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 同じ基準という意味がちょっとわからないんですが、今あります商品券を販売する、プレミアをつけて販売するということであります。

○議長（菅谷光重君） ここで休憩をとります。

再開を11時10分といたします。

（午前10時59分）

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） そうしますと、通常の共通商品券の扱い方の中で釣り銭が出るという扱いになっていますけれども、今回のプレミアムでも釣り銭というのが出るのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） そのとおりです。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） そうすると、額面550円の商品券を出して、例えば何でもいいです、商品ですから20円でも30円でもあるでしょう、購入すれば残りの部分は現金としてお釣りがもらえる。これが商品券の性格ということになります。そういう理解でよろしいですか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） そのとおりだと思います。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） 随分危ない話になってきますね。

では、続いて伺います。この共通商品券、今度はプレミアムつきです。そうしますと、金融機関で換金ができるという規定にもなっております。この事実は間違いないのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 加入者というか、商業協同組合の方々が換金できるということになります。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） この共通商品券事業の案内を見ると、商品券は町内金融機関で換金ができるというふうにあります。これは商品券を金融機関に持っていくと額面どおりで換金ができると私は解釈するんですが、間違いですか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 個人で持っていった場合は換金はできません。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） そうしますと、組合加盟店が90ほどあります。当然にこの方も納税者であるわけですから、このプレミアム商品券の購入権があります。最大、この規約で言えば5万円分です。額面5万5,000円になります。この人が金融機関に持っていくと額面5万5,000円で換金ができますか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） その部分につきましては、このプレミアム商品券の発行目的から見ますと、そういうことは行われたいというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） 行われなくて、組合加盟店の人がこのプレミアム商品券を金融機関に持っていくと額面どおりで換金ができる。これは間違いのない事実なんです。この人たちも住民であるから、5万円で5万5,000円分のプレミアム商品券を買うことができるんですよ。それとも、この組合員はこの商品券を買うことができない明文化されたものがあるんでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 組合員の人が持っていきますと、それは当然換金はできます。

（「答えてください」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 答えているようです。

産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 買うことについては可能です。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） というような事態が明白になると、どうもこの議会でこういった議案を承認するわけにはいかなくなってくる。性善説でいくか性悪説でいくかという話になりますが、事金銭に関しては、いわゆる将来起こるであろうかもしれない不正をブロックする、この姿勢がないと、やはりそのところに公金が出るべきではない。

いいですか。公共の福祉というのはどういうところにあるのか。大前提がまずなかなか不安定である。でも、この事業を実施するに当たり、そういった詳細な部分についてまだ明文化されていない。いわゆる、だから事業として成熟していないということなんです。時期尚早であると考えられるんですが、先ほどから雄弁を振るっていた副町長、その辺どんなふう

に考えていますか。

○議長（菅谷光重君） 副町長。

○副町長（関口博義君） 今申し上げましたように、想定できる諸問題に関してはブロックするというのは当然のことだと思いますが、これを発行する団体のモラル、信義、それは前提に当然あるというふうに私は考えております。当初からそれを前提につくられた団体とは思っておりません。そういう中では、当然そのような指導は団体の中で十分徹底しているというふうに私は考えております。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） ここは議場なんです。いいですか。それで、今執行しようとしている予算は公金なんです。人のモラルに頼らない。制度としてきちっとしたものに練り上げていく。

例えば、いいです。だれとは言いません。私で結構です。5万円分を商品券買いました。1枚額面500円です。なるべく小さい買い物をして現金でお釣りをもらう。このことについて何ら違法性がない。いいですか。モラルの問題はともかく、我々はモラルを問う立場ではないんです。公金の適正な支出、それと、そのことに違法性が内在するかどうかの問題を審議する立場なんです。理解できましたか、副町長さん。

○議長（菅谷光重君） 副町長。

○副町長（関口博義君） モラル、そういう観点で申し上げますと、そのようには私も理解できます。しかしながら、公益性という法人をつくる前提、法人を認めた、国等も含めてその存在を認めたということは、それが当然守られるということで認めるということではないかというふうに私は思っております。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） 今、議案として提案されているのは、商工会がどうであろうか、あるいは商業協同組合の法人化についての適否をしているわけではないんです。プレミアム商品券という形でのこの事業について論議しているんです。どうもこの事業を精査するについて時期尚早である、事業として成熟していない、ここに公金が関与する余地がない、そのように感じられるという話です。

以上です。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） 何点か、では確認だけさせていただきます。

議会運営委員会でも話を申しましたけれども、先ほど同僚議員が言っているように、この趣旨に従ってこれがやられるのであれば、私もこれでいいと思っています。積極的に町内の商店の方たちが組合というものを組織してやることに対しては否定するものでは全くありません。

ただ、お願いしたいのは、そのときも話をちょっとしましたが、補助金として支出するということになりますので、当然、町には補助金の審査会というのがあります。これが多分補助金の申請が出た段階で審査をして、その後、適正であるという判断が出されて補助金の支出がなされる、そういうことだと思えます。その間には事業者が事業を執行して、その結果で実績が出てきて、それが適当かどうかという判断がやはりあるんだと思えます。その辺のところは町執行部なり補助金審査会、そういう制度がありますので、そういう制度を通した形の中での、支出段階になりますが、そういうことできちっと処理できることが可能ですか、副町長。

○議長（菅谷光重君） 副町長。

○副町長（関口博義君） 今ご指摘ありましたように、補助金審査会については、趣旨として支出されました事柄、その事項につきまして審査をするというふうに今現在なっております。各事前の補助金の申請があった場合には、各担当する課がそれぞれ要綱等の趣旨に従って判断していると私は解釈しておりますので、流れとしてはそのようにご理解をいただければと思っております。

○議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） 私はぜひしていただきたいと思って言ったんですが、しないという回答でいいんですか。

○議長（菅谷光重君） 副町長。

○副町長（関口博義君） 補助金等は、支出した後のチェックというか、審査というのは当然行われるというふうに私は思っております。

○議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） それはおかしいと思います。過去の実績のある団体については、それを教わって補助金を来年支出するかどうかと決めるのは確かに審査会でやっている話だと思いますけれども、今回は初めてですよ。データがないわけですから、そういうものの審査の機関があつて、たしか副町長が委員長をしているんでしょうね。そういう意味で言えば、

きちっと外部の人を入れて、それが適正かどうかの審査をする、そのために補助金の審査会があるんだと思いますが、今の発言は多分違うと思いますけれども、本当に間違いないですか、それで。

○議長（菅谷光重君） 副町長。

○副町長（関口博義君） それぞれで受け付けました補助金等は当然その要綱に従って判断されて支出される、あるいは支出されたものを後に決算という形で書類が上がってくるわけがありますが、その時点で当然その内容が趣旨に沿ったものであるかどうかということの審査は既に行われていると思いますし、これからもその趣旨に沿った形での審査はされるというふうに思っております。

（「私が言ったことに答えて」と呼ぶ者あり）

○副町長（関口博義君） ちょっと時間を下さい。

○議長（菅谷光重君） 副町長。

○副町長（関口博義君） 大変貴重な時間をいただいて申しわけございません。

私の今、解釈等を申し上げますと、具体的に申し上げますと、さっき課長が提案理由の中で説明を申し上げましたように、今回の商品券のプレミアムに対する支出に対する根拠と申しますか、それはもう既に商業協同組合の商品券に関する補助金を町が出しているものから、その上乘せというふうな形で解釈をしております、その形の中の補助金の流れで今回は補助をするというふうに考えておりました。そういう中で、新たに新規の補助事業というふうな視点では考えませんでした。そういう中で今お答えを申し上げたので、若干その点で私のほうの理解が、一場議員さんから言われたことがちょっと理解できませんでしたものですから、お時間をいただいて大変申しわけございませんでした。

（「結論は」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 副町長。

○副町長（関口博義君） 結論は、ですから従来の補助金の上乗せをしていくということで、新たにこれに関しての新しい補助金の審査等は考えておりません。

○議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） 従来の事業の延長だというと、大変申しわけないんですけども、ここで補正までとって出すことの必要があるかという話になってしまうんですよ。新しい事業なんでしょう、プレミアムをつけてやるという。だから、私は、だけれども、それに答えてもらわないと困るんですよ、正直な話、この予算を認めるのに。だって、そうでしょう。新

しいプレミアムをつける補助金の事業をやるのにプラス200万円出してくれと言っているわけでしょう。それに対して事前に審査がなくで後で審査すると言うのなら、その部分についての審査なんて全くしないで出すのと同じじゃないですか。そうすると、つくった制度が全く違うんですよ。

さっき言ったように、私は反対していませんよ。だから、要するに事前に、さっきから言っている法的な問題も含めて、同僚議員からいろいろ指摘されている問題もありますよね。そういったものをちゃんと事前にクリアできて支出することができれば、いろいろ緊急的に、課題もあるのかもしれませんが、とりあえず予算を認めておくということは可能なんですよ、理論的にも。それがちゃんとしていただけるかどうかの確認をしているわけです。だから、副町長がそういうふうに言っていたら困るといふか、困りはしないですけども、よく考えてもう一度答えてください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） ちょっと見解のずれがあったということで、補助金審査につきまして私のほうで諮問すればいい、そういうことにはなりますよね。ただ、議会でお認めいただければ、それでよろしいかと。これは、強いて言うならば単発というような形でございますので、そういったつもりで私どもはおりました。ですので、わざわざ補助金審査委員会の方々にご足労かける必要はないかと思っておりました。

皆様方からのそういったご意見がございましたら、私のほうで補助金審査、事前審査ということで、予算を執行するのに当たって補助金審査を臨時でやっていただくということは可能だと。何人か首を振ってうなずいていますので、補助金審査会にかけると。かけた上で予算を執行するということが緊急にやりたいと考えます。

○議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） 別に食ってかかっているわけではなくて、そういう制度がありますので。

なぜかという、議会に出されたこの資料だけではそれが適正かどうかというのは私どもにも判断できないんです。先ほど同僚議員がいろいろ指摘もしていますよね。だから、そういった意味でいけば、それを執行する町が当然チェックするという意味では、ぜひ今、町長が答弁していただいたように、その辺のところクリアにできるというものをちゃんと確認した上で事業執行に当たっていただくということが必要だと思います。議会としては、やはりそれを求めていく、これは当然のことだと思いますので、それは今、町長がやっていただ

くということで確認できましたので、ぜひお願いしたいと思います。そうすれば、少なくとも先言った法的な問題はクリアできた上での事業執行がなされるというふうに私、理解できますので、そういうものができるのであれば、ぜひそれは事業主体のほうでやっていただきたいと。

ただ、商工会が出して、商業協同組合でとかいうのもいろいろちょっと微妙なところもありますけれども、その辺のところは私はもう言うつもりはありません。ただし、議会として、さっき同僚議員から出ましたけれども、要望書、逆に言えば陳情書ですよね、事実上の、これが出たものがやはりきちっと受け付けをして、産業建設常任委員会がありますので、そういったところできちっと審査をして、本来は議会として最終判断をしていくというのが多分手順なんだと思います。そういったことも含めて、これから議会のほうも考えていかななくてはならない部分があると思いますので、その辺のところは意見としては申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） ご意見承りました。

確かに、予算において議会の方々に特に審査をしていただくのは款であるとか項であるとかということで、本当に目であるとか細節であるとか、そういったようなことについては余りできないというような、そういったような、予算の量が膨大になればできないという、そういった中でありますので、やはり我々執行部として細部にわたっては十分に練った中、審査をした中で執行していきたいと思います。

先ほど議長とも今回の要望書の件についてどのようにしたのが一番よかったのかということとちょっと打ち合わせをしましたけれども、その辺事務局にも私のほうでも申し入れもいたしましたので、今後こういったことのないようにスムーズな審議がなされるようにお互いで頑張っていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(菅谷光重君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(菅谷光重君) 日程第5、発委第1号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

8番、一場議員。

(総務常任委員長 一場明夫君 登壇)

○総務常任委員長(一場明夫君) それでは、提案理由の説明を申し上げます。

発委第1号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例の改正内容は、お手元の資料と照らし合わせていただきたいと思います。第2条第2項中、「とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額」の部分を削除するものです。要約しますと、現在は期末手当の支給基本額に20%の割り増し加算がなされて支給されています。この改正案が可決され施行されると、この加算がことしの6月支給分から廃止されることとなります。

提案の理由としては、町長及び副町長については最初からその職を限定して就任し、規定の給与が定められていることから、それにさらに割り増し加算をする必要はないと判断されます。さらに、現在世界規模の経済不況により町民も非常に厳しい生活環境下にある中で、町長及び副町長に規定の手当をさらに加算して優遇支給を行うことは町民の理解が得られないと判断されることから、一般職員に先駆けて実施することが必要と思われま

す。ちなみに、教育長に関する支給もこの条例改正がなされれば自動的に適用されますので、同じ扱いになり、合わせると年間に145万円程度の人件費削減になります。

本来、特別職報酬等審議会に諮問して答申を受けた上で判断することが必要とも思いますが、委員を委嘱しないままになっておりますので、これもかないません。また、こうした状況下では当事者が自主的に提案していただくのが好ましいとは思いますが、その意思表示は

いただけませんでしたので、苦渋の選択の結果、断腸の思いで委員会提案をさせていただきました。決して強引に実施しようとしているのではなく、過去の経過はすべて執行部にはおつなぎしてあります。それでも町長が判断をしていただけないことから、議会として職員や特別職の給与の適正化の是非を問う方法は、時間的余裕を考慮すると今回の方法しかない判断させていただきました。今回はやむを得ず特例的にまず議会が判断させていただき、可決された場合、町長には条例を公布することでの判断余地が残されていますので、その時点で最終判断をしていただくようになりますが、どうかご理解をいただきたいと思えます。

議員各位におかれましては、全員協議会や懇談会を通じておつなぎした際にも異論は出されませんでしたので、内容は十分ご理解をいただいたものと確信しております。どうか委員会のぎりぎりの判断を尊重していただき、できれば全員の賛成のもとに可決していただければ幸いと思えますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第6、発委第2号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

8番、一場議員。

(総務常任委員長 一場明夫君 登壇)

○総務常任委員長(一場明夫君) それでは、続いて提案理由の説明をさせていただきます。

発委第2号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、2条に分けて提案させていただきます。

まず、第1条は、第19条第5項の規定で15%を超えない範囲で規則に定める基準により期末手当を割り増し支給することを定めていましたが、これを規則に包括委任しないで、この条項の中で支給対象者や支給条件を明記するものです。

改正になる内容は、管理職手当を受ける行政職給料表適用者については、表に記載のとおり、この規定による割り増し支給の対象から除外されることとなります。現在、職員については対象外職員3名を除く6級から3級までの給料表適用者について、期末手当を15%から5%の範囲で役職により割り増し加算をして支給しています。今回は、このうち行政職給料表適用者の管理職手当の支給を受ける職員に対して期末手当に15%から10%の割り増し加算をして支給することを12月支給分から廃止するものです。

その理由は、係長相当職以下については役職に対する毎月の手当は支給されていませんが、補佐以上の職員については管理職手当が支給されています。その上に役職加算額として期末手当を割り増し加算して支給をすることは好ましい支給とは思われないうちに、手当の優遇支給につながるなどの指摘もあります。また、条例で規定された年間4.5カ月の支給基準に対し、さらに15%から10%も割り増し加算をして支給する制度は、一般町民に理解してもらえない支給基準を逸脱していると判断されます。ついては、町長以下特別職の役職加算を廃止するにあわせて、行政職給料表の適用を受ける管理職についても、厳しい経済環境や町財政等の現状にかんがみ、対象者に特段の理解をしてもらい、役職による割り増し加算支給を廃止すべきと判断いたしました。

なお、管理職以外の職員については、ほかに役職手当の支給がないことから、今回の対象からは除外させていただきました。

ちなみに、この改正が施行されれば、年間1,000万円程度の人件費の削減につながるようになります。

次に、第2条ですが、附則第7項で平成18年に給料表の切りかえが実施された際に、現給保障額として前の給料額に追いつくまでその差額を支給する経過措置が定められていました

が、この規定を削除するものです。さらに、附則第8条でこの差額分を給与月額とみなす規定が定められていますので、現給保障額が廃止されれば、この条項は必要なくなりますので、あわせて削除するものです。要するに、現給保障額については昨年の4月から70%の支給削減が実施されてきましたが、今回の条例改正により、ことしの6月支給分からこれをすべて廃止しようとするものです。

これが可決され施行されれば、年間717万円程度の人件費が削減になると同時に、町長が目標としているラスパイレス指数95には届きませんが、ようやく97程度となることが予測され、県内町村平均の96.3近くになります。

経済不況の影響により人事院も国家公務員の6月支給分の賞与0.2カ月カットを急遽臨時勧告する異例な措置をとりました。当町の財政状況は県内で一番高い将来負担比率、5番目に高い実質公債費比率、さらに経常収支比率も90%を超えており、とても町長が言う青信号の状態とは思われません。その上、一般会計に計上された職員の1人当たりの平均給与月額は郡内トップの39万円を超えており、町内の民間企業では類を見ない高額支給の実態を見ると、どうしても職員給与の適正化が必要なことはだれが見ても明らかです。また、集中改革プランでも定員管理や職員給与の適正化については大きなテーマとなっており、改善が求められています。

本来なら、議会に対し在任中に職員給与を段階的に削減し、ラスパイレス指数を95にする目標を示した町長が責任を持って提案してもらうことが適当だとは思われます。しかし、なぜか町長は2月27日の総務常任委員会で突然、現給保障額をゼロにする考えは変わったとして給与削減に対し消極的になり、委員会としては再三の提案要請も拒否されてしまいました。委員会としては、2年半にわたり町長の意向を尊重しながらこれまで職員給与の適正化について審査、調査検討をしてきた経緯を踏まえると、途中で放棄することにつながるような消極的な対応は町民の意思に反することになると判断しました。そこで、最近の世界的な経済不況下における町内企業や進出工場等の雇用情勢、また給与削減等の厳しい実態を考慮、さらに先ほど述べました財政状況を初めとする職員給与など、もろもろの状況をかんがみると、職員にとっては厳しい措置となることは十分理解できますが、断腸の思いで現給保障額を廃止する条例改正案を委員会として提案させていただきました。

先ほどの提案と同じで、決して議会として強引に実施しようとするものではなく、委員会の経過や考え方はすべてお伝えしてきましたが、町長の考えが二転三転して定まらない以上、議会として給与の適正化を問う方法は今回の方法しかない判断せざるを得ませんでした。

については、発委第1号と同じで、やむを得ず今回は特例的に先に議会が判断させていただき、可決された場合、町長には条例を公布することで判断余地が残されていますので、その時点で最終判断をしていただくこととなりますが、どうかご理解をいただきたいと思います。可決された場合、公布までにまだ時間がありますので、議会の意思を尊重させていただき、町長として必要があれば職員との協議や規則の改正などを含め適切な対応と判断をしていただくことを期待したいと思います。

議員各位におかれましては、さまざまなお考えがあると思いますが、前回の70%削減が実施された際、職員78名から公平委員会に出された現給保障額の復元を求めた措置要求判断も、最終的には議会が決定することに介入できない、よって要求を取り上げられないと結論づけています。これは、自治体職員の場合ほとりもなおさず、職員の言う労使交渉によって決定すべきだけではなく、町民の意思を踏まえた議会が最終判断することを示したものと解することもできます。委員会としては、町民の立場に立ち、慎重に判断した結果の提案となっており、議員各位には全員協議会や懇談会でおつなぎして異論も出されなかったことから、十分ご理解をいただけたものと確信しております。つきましては、どうか委員会の判断を尊重させていただき、できれば全員の賛成のもとに可決していただければ幸いと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第7、発委第3号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

8番、一場議員。

（総務常任委員長 一場明夫君 登壇）

○総務常任委員長（一場明夫君） 続いて、提案理由の説明をさせていただきます。

発委第3号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例につきましては、平成18年の給料表の改定に基づき、地域給の導入等により給料表の基準額が引き下げられたことに伴い、生じた差額の支給に関する特例をこの条例で定めていました。いわゆる現給保障額と言われている差額は、この条例の規定により昨年の4月から平成22年4月22日までの限定で70%の支給削減が規定されています。発委第2号で先ほど可決していただいた職員の給与に関する条例改正が施行されれば、現給保障額の支給がなくなりますので、この条例の必要性がなくなることから廃止をするものです。つきましては、どうか全員の賛成をもって可決していただきますようお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 自席にお戻りください。

質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎日程の追加

○議長（菅谷光重君） 先ほど行財政改革推進特別委員会から、発委第4号 行財政改革推進特別委員会の検討結果に基づき指摘された事項に対し早急に改善や対応措置を講じることを求める決議が提出されました。

お諮りいたします。発委第4号 行財政改革推進特別委員会の検討結果に基づき指摘された事項に対し早急に改善や対応措置を講じることを求める決議は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに審議することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第4号 行財政改革推進特別委員会の検討結果に基づき指摘された事項に対し早急に改善や対応措置を講じることを求める決議は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに審議することに決定いたしました。

◎発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 追加日程第1、発委第4号 行財政改革推進特別委員会の検討結果に基づき指摘された事項に対し早急に改善や対応措置を講じることを求める決議を議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

7番、角田議員。

（行財政改革推進特別委員長 角田美好君 登壇）

○行財政改革推進特別委員長（角田美好君） それでは、決議書提出につきまして趣旨説明をさせていただきます。

特別委員会では、昨年の議会の再編から現在までに10回の委員会を開催してまいりました。

委員会では、付託された案件のうち早急に改善及び対応措置が必要であろうと思われる事件について集中的に検討を重ねてきました。その内容については、3月定例議会での報告のとおりです。また、先日配付されました議会だよりにも多くの紙面を割いていただき、凝縮して記載していただきました。特にこの4月1日に実施された組織機構改革については、委員会開催のたびごとに考慮すべきと思われる点について町側に対し改善を求め、指摘を繰り返してきましたが、一向に改善の考えがうかがえませんでした。また、榛名吾妻荘については、ご承知のように3月定例議会における当初予算の否決、その後の臨時議会での否決、暫定予算の専決処分の不承認と、まさに待ったなしの状態にもかかわらず、その動きが全く見えません。

よって、委員会としては、検討してきたことが無駄にならないよう、町長に対し具体的に対応策について6月議会前までに文書による回答を求めることで委員の意思統一を見、委員会発議とすることとしました。

皆さんご承知のとおり、この決議書の提出が町執行機関に対し法律上何ら拘束されるものではありません。しかし、議会、執行部は車の両輪と言われながらも現在は信頼関係の希薄な状態であることは否めません。そんな関係改善のためにも、茂木町長さんにあえてこのような決議書の提出に至った経緯をご理解いただき、政治的、道義的な責任においても真剣に対応し、回答いただければと考えております。

議員の皆さんにはぜひ委員会の趣旨をご理解いただき、決議書の提出に賛同いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

これからしばらくの間は、議会内部の役員構成の関係でございます。特に選挙執行に当たっては議場の出入り口を閉鎖いたしますので、説明員として出席をいただいております執行部の皆さんは事務室に戻って事務についていただいても結構でございます。

また、閉会の前には連絡をいたしますので、着席いただければというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

ここで休憩をとります。

再開を午後1時といたします。

(午後 零時03分)

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開いたします。

(午後 1時00分)

◎日程の追加

○議長（菅谷光重君） 休憩中に、議長の職についての辞職願を副議長に提出いたしましたので、その取り扱いについては副議長にお任せをして、本席を退かさせていただきます。

(議長 降壇、副議長 議長席に着席)

○副議長（原田睦男君） それでは、地方自治法第106条第1項の規定により議事を進めさせていただきます。

議長、菅谷光重議員から議長の辞職願が提出されました。議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第2とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（原田睦男君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第2とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議長の辞職について

○副議長（原田睦男君） 追加日程第2、議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、菅谷光重議員の退場を求めます。

（1番 菅谷光重君 退場）

○副議長（原田睦男君） それでは、辞職願の朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長（佐藤正己君） 朗読します。平成21年5月14日 東吾妻町議会副議長様 東吾妻町議会 議長 菅谷光重 辞職願 このたび、議会の申し合わせにより、議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。以上です。

○副議長（原田睦男君） ただいま朗読のとおりです。

お諮りいたします。菅谷光重議員の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（原田睦男君） 異議なしと認めます。

したがって、菅谷光重議員の議長辞職を許可することに決定いたしました。

菅谷光重議員の入場を許可いたします。

（1番 菅谷光重君 入場）

○副議長（原田睦男君） 菅谷光重議員に申し上げます。

議長辞職願はただいまの会議で許可されましたので、お知らせいたします。

◎日程の追加

○副議長（原田睦男君） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。議長選挙を日程に追加し、追加日程第3とし、日程の順序を変更し、直ちに議長選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（原田睦男君） 異議なしと認めます。

したがって、議長選挙を日程に追加し、追加日程第3とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◎選挙第1号 議長選挙

○副議長（原田睦男君） 追加日程第3、選挙第1号 議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○副議長（原田睦男君） ただいまの出席議員数は17人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に大岡広海議員、中井一寿議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○副議長（原田睦男君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○副議長（原田睦男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○副議長（原田睦男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

（事務局長「氏名」点呼・投票）

○副議長（原田睦男君） 投票漏れはありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○副議長（原田睦男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

大図広海議員、中井一寿議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(立会人立ち会い、開票)

○副議長(原田睦男君) 開票の結果を報告いたします。

投票総数 17票

有効投票 14票

無効投票 1票

白票 2票

有効投票のうち

一場明夫議員 12票

金澤 敏議員 1票

高橋基雄議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、一場明夫議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○副議長(原田睦男君) ただいま議長に当選されました一場明夫議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

一場明夫議員、当選承諾のごあいさつを演壇にてお願いいたします。

(新議長 一場明夫君 登壇)

○議長(一場明夫君) それでは、ごあいさつを申し上げたいと思います。

先ほどは議長選が行われまして、皆様のご支援をいただき議長に当選させていただきました。慎んでお受けする覚悟でございます。微力ではありますが、なったからにはしっかり頑張ってこの議会をまとめて、活性化し、なおかつその権能が発揮できるように努力していきたいと思っております。

なお、歴代議長さん、副議長さん等、いろいろやってきていただきました。そういったものもきちっと踏まえて、なおかつここにおいでの方皆さんにご協力をいただきながら、できるだけ議会がまとまって今後いろいろ対応ができるようなもの、そういったもの等も各委員長さんに協力をいただきながら頑張ってまいりたい、そんなふうに思っております。

また、この後、副議長さんを決めていただけたと思いますので、その副議長さんと力を合わせて精いっぱい頑張っていきたいと思いますので、いろいろご指導、ご鞭撻をお願いしたいと思います。簡単ですけれども、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（原田睦男君） それでは、議長の選挙が無事終了いたしましたので、私の任をこれで解かさせていただきます。

一場明夫議員、議長席にお着きを願います。

（副議長 降壇、議長 議長席に着席）

○議長（一場明夫君） それでは、ここで暫時休憩いたします。よろしくをお願いします。

（午後 1時25分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 1時37分）

◎日程の追加

○議長（一場明夫君） ただいま休憩中に副議長、原田睦男議員から副議長の辞職願が提出されました。

副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第4とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第4とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎副議長の辞職について

○議長（一場明夫君） 追加日程第4、副議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、原田睦男議員の退場を求めます。

（17番 原田睦男君 退場）

○議長（一場明夫君） 辞職願の朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長（佐藤正己君） 朗読します。平成21年5月14日 東吾妻町議会議長様
東吾妻町議会 副議長 原田睦男 辞職願 このたび、議会の申し合わせにより、副議長の
職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。以上です。

○議長（一場明夫君） ただいま朗読のとおりです。

お諮りいたします。原田睦男議員の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、原田睦男議員の副議長辞職を許可することに決定しました。

原田睦男議員の入場を許可いたします。

（17番 原田睦男君 入場）

○議長（一場明夫君） 原田睦男議員に申し上げます。

副議長辞職願はただいまの会議で許可されましたので、お知らせいたします。

◎日程の追加

○議長（一場明夫君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。副議長選挙を日程に追加し、追加日程第5とし、日程の順序を変更し、
直ちに副議長選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第5とし、日程の順序を変更し、直ち
に選挙を行うことに決定しました。

◎選挙第2号 副議長選挙

○議長（一場明夫君） 追加日程第5、選挙第2号 副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（一場明夫君） ただいまの出席議員数は17人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に上田智議員、橋爪英夫議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（一場明夫君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（一場明夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

（事務局長「氏名」点呼・投票）

○議長（一場明夫君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

上田智議員、橋爪英夫議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

（立会人立ち会い、開票）

○議長（一場明夫君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数 17票

有効投票 15票

無効投票 1票

白票 1票

有効投票のうち

橋爪英夫議員 15票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、橋爪英夫議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（一場明夫君） ただいま副議長に当選されました橋爪英夫議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

橋爪英夫議員、当選承諾のごあいさつを演壇にてお願いいたします。

(新副議長 橋爪英夫君 登壇)

○副議長（橋爪英夫君） ただいまは副議長という大変重い責をご推挙いただきまして、ありがとうございました。

私にとっては非常に大変な職と思っておりますけれども、議長を助け、副議長の責を全うしたいと考えております。どうぞ議員の皆さんのご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。大変簡単でありますけれども、あいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

◎常任委員会委員の選任について

○議長（一場明夫君） 日程第8、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、お手元に配付のよう
に指名したいと思います。

朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長（佐藤正己君） それでは読み上げます。総務常任委員会 菅谷光重議員、角田美好議員、一場明夫議員、日野近吉議員、大冨広海議員、加部浩議員。文教厚生常任委員会 竹淵博行議員、金澤敏議員、青柳はるみ議員、橋爪英夫議員、原田睦男議員、高橋基雄議員。産業建設常任委員会 須崎幸一議員、浦野政衛議員、中井一寿議員、上田智議員、前村清議員、佐藤利一議員。以上です。

○議長（一場明夫君） ただいま朗読のとおり選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり、常任委員会委員に選任することを決定いたしました。以上で常任委員会委員の選任についてを終わります。

ここで休憩をとり、それぞれの委員会委員長、副委員長の互選のための委員会を開催していただきたいと思えます。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定によって、年長委員が務めることになっておりますので、年長委員さん、よろしく願いをいたします。

会議室を申し上げます。総務常任委員会、第1委員会室、文教厚生常任委員会、第3委員会室、産業建設常任委員会は第4委員会室でお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

（午後 1時57分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 2時39分）

◎日程の追加

○議長（一場明夫君） 常任委員会委員長、副委員長の互選結果の報告についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第6とし、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員長、副委員長の互選結果の報告についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第6とし、直ちに議題とすることに決定しました。

◎常任委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について

○議長(一場明夫君) 追加日程第6、常任委員会委員長、副委員長の互選結果の報告についてを議題といたします。

ただいま各常任委員会においてお手元に配付のとおり委員長、副委員長の互選結果の報告が出ましたので、局長から発表させます。

朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長(佐藤正己君) 常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告について。総務常任委員会委員長 角田美好議員、副委員長 加部浩議員。文教厚生常任委員会委員長 竹淵博行議員、副委員長 金澤敏議員。産業建設常任委員会委員長 中井一寿議員、副委員長 上田智議員。

○議長(一場明夫君) ただいま発表のとおり委員長、副委員長が決定いたしました。

以上で委員長、副委員長の互選結果の報告についてを終わります。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長(一場明夫君) 日程第9、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、お手元に配付のように指名したいと思います。

朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長(佐藤正己君) 議会運営委員会委員の選任について、竹淵博行議員、角田美

好議員、中井一寿議員、上田智議員、加部浩議員、原田睦男議員。

○議長（一場明夫君） ただいま朗読のとおり選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり、議会運営委員会委員に選任することを決定いたしました。

ここで休憩をとり、議会運営委員会委員長、副委員長の互選のための委員会を開催していただきますと思います。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定によって、年長委員が務めることになっておりますので、年長委員さん、よろしく願いをいたします。

会議室を申し上げます。第1委員会室でお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

（午後 2時43分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 3時20分）

◎日程の追加

○議長（一場明夫君） 議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の報告についてを日程に追加し、追加日程第7とし、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の報告についてを日程に追加し、追加日程第7とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について

○議長（一場明夫君） 追加日程第7、議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の報告についてを議題といたします。

ただいま議会運営委員会においてお手元に配付のとおり委員長、副委員長の互選結果の報告が出ましたので、局長から発表させます。

朗読を願います。

○議会事務局長（佐藤正己君） 議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告について
委員長 上田智議員、副委員長 原田睦男議員。

○議長（一場明夫君） ただいま発表のとおり議会運営委員会委員長、副委員長が決定いたしました。

以上で議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の報告についてを終わります。

◎日程の追加

○議長（一場明夫君） ただいま休憩中に、原田睦男議員から一身上の都合により八ッ場ダム対策特別委員会委員を辞任したいとの辞任願が提出されております。

八ッ場ダム対策特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第8とし、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、八ッ場ダム対策特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第8とし、直ちに議題とすることに決定しました。

◎八ッ場ダム対策特別委員会委員の辞任について

○議長（一場明夫君） 追加日程第8、八ッ場ダム対策特別委員会委員の辞任についてを議題

といたします。

地方自治法第117条の規定により原田睦男議員の退場を求めます。

(17番 原田睦男君 退場)

○議長(一場明夫君) お諮りいたします。原田睦男議員申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、原田睦男議員の八ッ場ダム対策特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

原田睦男議員の入場を許可します。

(17番 原田睦男君 入場)

○議長(一場明夫君) 原田睦男議員に申し上げます。

八ッ場ダム対策特別委員会委員の辞任願はただいまの会議で許可されましたので、お知らせいたします。

暫時休憩いたします。

(午後 3時22分)

○議長(一場明夫君) 再開いたします。

(午後 3時31分)

◎日程の追加

○議長(一場明夫君) 先ほどの休憩中に、一場明夫及び原田睦男議員から一身上の都合により行財政改革推進特別委員会委員を辞任したいとの辞任願が提出されております。

行財政改革推進特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第9とし、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、行財政改革推進特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第9とし、直ちに議題とすることに決定しました。

◎行財政改革推進特別委員会委員の辞任について

○議長（一場明夫君） 追加日程第9、行財政改革推進特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

お諮りいたします。一場明夫申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、一場明夫の行財政改革推進特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

先ほどの休憩中に、原田睦男議員から一身上の都合により行財政改革推進特別委員会委員を辞任したいとの辞任願が提出されております。

地方自治法第117条の規定により、原田睦男議員の退場を求めます。

（17番 原田睦男君 退場）

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。原田睦男議員申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、原田睦男議員の行財政改革推進特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

原田睦男議員の入場を許可します。

（17番 原田睦男君 入場）

○議長（一場明夫君） 原田睦男議員に申し上げます。

行財政改革推進特別委員会委員の辞任願はただいまの会議で許可されましたので、お知らせいたします。

◎日程の追加

○議長（一場明夫君） 先ほどの休憩中に原田睦男議員及び佐藤利一議員から一身上の都合により議会広報対策特別委員会委員を辞任したいとの辞任願が提出されております。

議会広報対策特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第10とし、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議会広報対策特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第10とし、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議会広報対策特別委員会委員の辞任について

○議長（一場明夫君） 追加日程第10、議会広報対策特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、原田睦男議員の退場を求めます。

（17番 原田睦男君 退場）

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。原田睦男議員申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、原田睦男議員の議会広報対策特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

原田睦男議員の入場を許可します。

（17番 原田睦男君 入場）

○議長（一場明夫君） 原田睦男議員に申し上げます。

議会広報対策特別委員会委員の辞任願はただいまの会議で許可されましたので、お知らせいたします。

先ほどの休憩中に佐藤利一議員から一身上の都合により議会広報対策特別委員会委員を辞任したいとの辞任願が提出されております。

地方自治法第117条の規定により、佐藤利一議員の退場を求めます。

(15番 佐藤利一君 退場)

○議長(一場明夫君) お諮りいたします。佐藤利一議員申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、佐藤利一議員の議会広報対策特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

佐藤利一議員の入場を許可します。

(15番 佐藤利一君 入場)

○議長(一場明夫君) 佐藤利一議員に申し上げます。

議会広報対策特別委員会委員の辞任願はただいまの会議で許可されましたので、お知らせいたします。

◎日程の追加

○議長(一場明夫君) お諮りいたします。特別委員会委員の補充についてを日程に追加し、追加日程第11とし、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、特別委員会委員の補充についてを日程に追加し、追加日程第11とし、直ちに議題とすることに決定しました。

◎特別委員会委員の補充について

○議長(一場明夫君) 追加日程第11、特別委員会委員の補充についてを議題といたします。

特別委員会委員の補充については、委員会条例第7条の規定により、お手元に配付のよう
に指名したいと思います。

朗読をお願いします。

事務局長。

○**議会事務局長（佐藤正己君）** 特別委員会委員の補充について、八ッ場ダム対策特別委員会
橋爪英夫議員。行財政改革推進特別委員会 菅谷光重議員、橋爪英夫議員。議会広報対策特
別委員会 日野近吉議員、橋爪英夫議員。

○**議長（一場明夫君）** ただいま朗読のとおり選任したいと思います、これにご異議ありま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（一場明夫君）** 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり特別委員会委員に選任することに決定いたしました。
以上で特別委員会委員の選任についてを終わります。

◎日程の追加

○**議長（一場明夫君）** お諮りいたします。この際、議席の変更についてを日程に追加し、日
程第12として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（一場明夫君）** 異議なしと認めます。

したがって、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第12として、直ちに議題とす
ることに決定しました。

◎議席の変更について

○**議長（一場明夫君）** 追加日程第12、議席の変更についてを議題といたします。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指名いたします。

1番、一場明夫、8番、日野近吉議員、9番、大図広海議員、10番、中井一寿議員、11

番、上田智議員、12番、橋爪英夫議員、13番、前村清議員、14番、佐藤利一議員、15番、加部浩議員、16番、菅谷光重議員。

以上のとおり議席を変更いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

(午後 3時41分)

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

(午後 3時42分)

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（一場明夫君） 質疑なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に一任することに決定しました。

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。本臨時会に付された事件は、すべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（一場明夫君） 質疑なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（一場明夫君） これをもって、本日の会議を閉じ、平成21年第4回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

（午後 3時43分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 一場 明 夫

東吾妻町議会前議長 菅 谷 光 重

東吾妻町議会前副議長 原 田 睦 男

署名議員 竹 淵 博 行

署名議員 金 澤 敏

署名議員 高 橋 基 雄